

平成27年度 流通BMSドキュメント

「流通業界共通認証局 証明書ポリシー」の改訂内容

2015年1月28日
技術仕様検討部会 事務局

本資料では、「流通業界共通認証局 証明書ポリシー (CP)」の改訂事項を以下に記載します。

1. RSA 鍵長のサイズに関するCPの改訂について

変更の理由	(1) 2015年時点においてRSA暗号鍵の長さについては、NISTの勧告等により1,024ビットは脆弱とされることから、鍵長を2,048ビット以上に変更すること。
変更の概要	(1) 利用者の証明書は2,048ビット以上の鍵長のRSA暗号アルゴリズムを明記する。また句読点を補完する。

上記の変更にともない、6.1.5項を次の通り改訂を行う。

<p>【改定前】</p> <p>6.1.5. 鍵サイズ</p> <p>各流通業界共通認証局はその全ての階層構造中の認証局について、2,048ビット以上の鍵長のRSA暗号鍵アルゴリズムを使用しなければならない(ただし、別途認められた場合は除く)。</p> <p>利用者は1,024ビット以上¹の鍵長のRSA暗号アルゴリズムを使用しなければならない</p> <p>【改定後】</p> <p>6.1.5. 鍵サイズ</p> <p>各流通業界共通認証局はその全ての階層構造中の認証局について、2,048ビット以上の鍵長のRSA暗号鍵アルゴリズムを使用しなければならない(ただし、別途認められた場合は除く)。</p> <p>利用者は2,048ビット以上¹の鍵長のRSA暗号アルゴリズムを使用しなければならない。</p> <p>なお、脚注1についてはそのまま残すものとする。</p>
--

2. 使用する暗号アルゴリズムに関するCPの改訂について (別添: 移行スケジュール案)

変更の理由	(1) 認証局ならびに利用者証明書で使用する署名アルゴリズムで使用するハッシュアルゴリズムをsha1からsha2に変更する。本件により署名アルゴリズムでのsha1の利用について発行並びに利用について期限を設定する。 (2) CRLの署名アルゴリズムで使用するハッシュアルゴリズムをsha1からsha2に変更する。本件により、sha1を利用した署名アルゴリズムでの利用者証明書の有効期限までsha1を利用したCRLへの署名を継続し、上記の期限をまで有効であるものとする。
変更の概要	(1) 証明書の署名アルゴリズムならびにそれを意味するOIDを変更し期限を設定する。具体的にはsha1WithRSAEncryptionの新規発行はそれぞれの認証局が定めるものとするが、最大でも2015年9月30日まで、どの利用は2018年12月31日までとする。なお一般にSHA2と分類されるハッシュアルゴリズムには以下のものがあることから、どちらかを選択可能とするように記載する。 <ul style="list-style-type: none"> • sha256WithRSAEncryption • sha384WithRSAEncryption • sha512WithRSAEncryption • sha224WithRSAEncryption またsubjectPublicKeyInfはsubjectPublicKeyInfoの誤りであるので修正する。
	(2) CRLの署名アルゴリズムについて、上記と同様の変更を行う。 ただし、認証局の定めるタイミングまで、署名アルゴリズムがsha1RSAEncryption

	である利用者証明書が有効である間は、同じく CRL についても sha1RSAEncryption を継続使用するものとする。
--	---

上記の変更にともない、7.1.3 項および 7.2 項の表 8 を以下の通り改訂を行う。

【改定前】

7.1.3. アルゴリズムオブジェクト識別子

本項では、証明書への署名形式と証明書で証明される公開鍵の形式を規定する。基本領域の signature フィールドには sha1WithRSAEncryption (1.2.840.113549.1.1.5) が設定されなければならない。また、基本領域の subjectPublicKeyInf フィールドには rsaEncryption(1.2.840.113549.1.1.1) が設定されなければならない。

7.2 CRL のプロファイル

表 8

項番 2 signature sha1withRSAEncryption

【改定後】

7.1.3. アルゴリズムオブジェクト識別子

本項では、証明書への署名形式と証明書で証明される公開鍵の形式を規定する。基本領域の signature フィールドには、各認証局が定める日まで、または最大でも 2015 年 9 月 30 日まで sha1WithRSAEncryption (1.2.840.113549.1.1.5) が利用可能である。かつ sha1RSAEncryption を設定する利用者証明書は 2018 年 12 月 31 日を超えて利用してはならない。各認証局が定める日かつ遅くとも 2015 年 10 月 1 日以降は sha256WithRSAEncryption (1.2.840.113549.1.1.11)、sha384WithRSAEncryption (1.2.840.113549.1.1.12)、sha512WithRSAEncryption (1.2.840.113549.1.1.13)、および sha224WithRSAEncryption (1.2.840.113549.1.1.14) のいずれかが設定されなければならない。また、基本領域の subjectPublicKeyInfo フィールドには rsaEncryption(1.2.840.113549.1.1.1) が設定されなければならない。

7.2 CRL のプロファイル

表 8

項番 2 signature sha1withRSAEncryption
 sha256withRSAEncryption
 sha384withRSAEncryption
 sha512withRSAEncryption
 sha224withRSAEncryption
 のいずれか
 但し、利用者は検証において CRL を利用する際 sha1withRSAEncryption で署名した CRL を 2018 年 12 月 31 日を超えて利用してはならない。

以上

